社団法人日本建材·住宅設備産業協会

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について(公表)

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という。)による改正後の国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号。以下「改正国公法」という。)第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 12 条並びに独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 54 条の 2 第 1 項において準用する改正国公法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 10 条において準用する改正法附則第 12 条、職員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 3 8 9 号)第 32 条及び附則第 4 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 3 9 0 号)第 18 条及び附則第 3 条、職員の退職管理に関する内閣府令(平成 20 年内閣府令第 8 3 号)第 9 条及び附則第 3 条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令(平成 20 年内閣府令第 8 3 号)第 9 条及び附則第 3 条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令(平成 20 年内閣府令第 8 4 号)第 8 条及び附則第 3 条の諸規定に規定する「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に【該当しない】ので、その旨公表いたします。

## [本件連絡先]

電話 03-5640-0901

**FAX** 03-5640-0905

電子メール tsushin@kensankyo.org